

《緊急事態宣言》全国新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言延長について

4月16日、政府はに新型コロナウイルス緊急事態宣言の対象地域を、全都道府県に拡大しました。愛知県はその中でも「特定警戒」区域に指定されています。対象となる期間は、5月6日までとなっていました。

5月4日、国において緊急事態宣言の枠組を5月31日まで延長することが決定されました。

村民の皆様におかれましては、生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出をしないようお願いいたします。

特に「密閉空間」「密集場所」「密接場面」がそろう場への外出や集まりへの参加は避けてください。

咳など風邪に似た症状や37.5度以上の熱が4日以上続いたり、強いだるさや息苦しきがある場合は新城保健所 電話 0536-23-5999 までご相談ください。

又、重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方、妊婦さんにつきましては、2日以上続いたら、ご相談をお願いいたします。

新型コロナウイルスの潜伏期間は2週間程度あることから、遠方にお住いの方が帰省する場合にも、慎重にご対応頂きますようお願いいたします。

村民の皆様一人一人の行動が感染予防に繋がりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

令和2年5月5日

豊根村新型コロナウイルス感染症対策本部